

令和8年度第2回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和8年5月8日（金）
招 集 場 所 米子市役所旧庁舎603
開 会 午後1時30分
出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員 6番 木村静子委員
7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員
13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 17番 船越真委員 19番 米澤美憲委員
欠席農業委員 3番 泉新一委員 12番 宅野真二委員 16番 能登路幸輝委員 18番 安井貴之委員
出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 奥田慎也委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 三島通政委員
住田一行委員 大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 橋本慎一委員
事 務 局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長
農 林 課 松原主任
傍 聴 人 無し
日 程 1 会長あいさつ
2 議事録署名委員の指名
3 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に係る意見照会に対する回答について
エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進
計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (9) 所有者等を確認することができない農地の公示について
- (10) その他

議事開始 午後2時00分

議長（角会長）

それでは、第2回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号4の岩佐農業委員と議席番号5の木下農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、泉農業委員と宅野農業委員と能登路農業委員と安井農業委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号6の福市から番号10の和田町について審議します。事務局から説明してください。

道下係長（事務局）

3条許可案件について説明いたします。

番号6の福市の議案について説明いたします。福市の申請地は畑1筆の268平方メートルの農地を贈与されるものです。

番号7の福市の議案について説明いたします。福市の申請地は田2筆の772平方メートルの農地を贈与されるものです。

番号8の車尾南の議案について説明いたします。車尾南の申請地は田1筆の1,743平方メートルの農地を売買されるものです。

番号9の夜見町の議案について説明いたします。夜見町の申請地は畑1筆の86平方メートルのを贈与されるものです。

番号10の和田町の議案について説明いたします。和田町の申請地は、畑1筆の305平方メートルのを贈与されるものです。

詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（角会長）

番号6と番号7の福市について、担当委員さんから補足があればお願いします。

住田推進委員

現地確認は4月22日に赤尾農業委員と2人で行いました。譲渡人がご高齢のため、甥である譲受人に贈与します。今までも手伝いで耕作されていました。許可については問題ないと思います。

続いて、番号7について補足します。現地確認は4月22日に赤尾農業委員と2人で行いました。譲渡人がご高齢で体を壊され、孫へ贈与します。許可については問題ないと思います。ご審議お願いします。

議長（角会長）

番号 8 の車尾南 1 丁目について、担当委員さんから補足があればお願いします。

廣東推進委員

番号 8 について補足します。現地確認は 4 月 1 5 日に舩越農業委員と 2 人で行いました。田を畑にして今後耕作されるということです。譲渡人は高齢で、もう管理できないということで、この度売買となりました。譲受人は借地で今まで耕作されていましたが、今後は自分の農地でやっていこうとする意欲のある方です。イチジクを植え、それを出荷する計画です。許可については問題ないと思います。ご審議お願いします。

議長（角会長）

番号 9 の夜見町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

竹中農業委員

番号 9 について補足します。現地確認は 5 月 7 日に矢倉推進委員と 2 人で行いました。譲渡人が県外在住の方で、親戚が知り合いであった譲受人に贈与するものです。譲受人が現役の農業委員のため、審議の際は退席された方がいいのではないかと事務局に話しました。許可については問題ないと思います。ご審議お願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

では、番号 1 0 の和田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

米澤農業委員

番号10について補足します。現地確認は4月20日に大家推進委員と2人で行いました。今までは相対で耕作していましたが、この度贈与されることになりました。譲受人と譲渡人は以前も同様に贈与をしたことがあります。現在も維持管理されており、許可については問題ないと思います。ご審議お願いします。

議長（角会長）

そうしますと、番号6の福市から、番号10の和田町について採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

番号9の補足説明の際、農業委員が関わる案件である場合、退席を求めているかどうかという提案がありました。皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

局長（事務局）

補足しますと、6年前までは関係する農業委員に退席を求めていましたが、6年前、委員会の運営改善が図られた際、総会の進行を著しく遅らせていた退席について、退席までは求めなくてもいいのではないかという委員の皆さんからの意見が出て、変更された経緯がございます。

竹中農業委員

ケースバイケースだと思います。担い手としての借り受けについては退席までは求めなくていいと思いますが、3条や5条は実際に審議する案件になるので退席した方がよいのではないかと思います。その席にいて、反論されても困ります。会長権限により、この時は退席してもらい、この時は退席しないとしてもらってもいいとは思いますが。画一的に決めない方がいいと思います。

議長（角会長）

事前打ち合わせの際にケースバイケースで決めさせてもらうということではよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号9の石井について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

岩佐農業委員

9番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。4月20日に福長推進委員と事務局と3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ1.2メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意を確認しております。隣接耕作地、改良区の該当はありません。農地区分は、道に面した筆が、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。奥の農地が住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号１０の大崎について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

１０番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。４月２１日に角会長と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ１．２メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、自然流下後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、７ページから１１ページの番号１１の東福原２丁目について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

関本農業委員

審議する前に質問したいです。この受人の元代表者は贈収賄で逮捕されました。逮捕されたことについて事務局はどう考えているのでしょうか。

妹尾係長（事務局）

鳥取県経営支援課と鳥取県農業会議に確認しました。一般基準に信用確認というものがあります。その信用が何なのかですが、転用事業が問題なく進行できること、それについては資金の面であったり過去の転用について問題なく行っていること、その確認をもって信用の確認とするので、今回の前代表取締役の逮捕、検挙等は勘案すべきことではないと回答をもらっています。また、当人は昨年時点で代表取締役を辞任しており、その後役員からも退任されています。過去に構成員の一員ではありましたが、今回の申請時は関係のない人になります。

関本農業委員

今回審議するのではなく、裁判の行方を見る等、一旦様子を見た方がいいのではないかと思います。

小西農業委員

逮捕とか起訴とか、この場で罪を決定するわけではありませんので、それらを抜きにして説明させていただきます。11番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。ここは4、5年耕作放棄地になっているところです。随時現地確認していましたが、事前着工などはありませんでした。転用目的は、一般住宅・進入路を計画したものです。場所については画面をご覧ください。雨水の排水について、溜桝後新設道路側溝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。農地区分は、市街化区域と都市計画用途地域内にある農地で第3種農地に該当します。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

事件後すぐに審議してしまうと、農業委員会は何を見ているんだと言われてしまうのではないかと心配しています。1、2ヶ月審議を待つのも手だと思います。この案件に反対しているわけではなく、転用事業者への不信感があります。

議長（角会長）

提出書類に不備等無かったため事務局は受け、今日の議案に上がっています。

古橋局長（事務局）

申請があった場合は行政手続法上、総会で審議をした上で、県に進達する義務があります。そのため、時間をおいて様子を見るということとはできません。意見を付けて進達するということはできますので、この総会では農地法に則して審議していただけたらと思います。

関本農業委員

過去、3条や5条を申請してきた際にも色々疑念を持たれたことがあったので、この審議については保留したいです。

高橋農業委員

関本農業委員が言っていることは、みんなが思っていることだと思います。計画は農地法上問題ないとしても、そのあたりも考えないといけないと思います。

関本農業委員

審議不可と県に言うことはできないのでしょうか。

高橋農業委員

不信感があるということは県に伝えてもらう必要があると思います。

議長（角会長）

農業委員会としては、保留して先送りはできませんので、賛成か反対か、意見書を付けたいと思います。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手過半数ありましたので、不信感は持っているという意見を付けたうえで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

船越農業委員

ここで審議するのは農地法上どうかということで、色々思うところはあると思いますが、書類上瑕疵はないことを確認して事務局も議案に載せたのだと思いますし、それに対して真摯に向き合わなければならないと思います。もし否決するならそれなりの根拠がないと、逆に裁判されるというのもあると思うので、意見を付して県に進達することしかできないと思います。

議長（角会長）

続きまして、１２ページから１５ページ、番号１２の河崎について審議いたします。この件に関しては昨年１２月に審議したものになりますので、事務局から説明をお願いします。

妹尾係長（事務局）

昨年の１２月に審議をし、１２月２２日の常設委員会でも問題ないとされ県に進達させていただきましたが、都市計画審議会でも都市計画がすぐには決定されず、転用の部分とは違った部分が争点となり都市計画決定が保留されました。赤い部分が転用地ですが、他に既に農地ではない部分についてそれでよいのかという審議が都市計画審議会の中でなされ、２月の都市計画審議会でも保留、その後転用許可申請も一旦取下げられました。５月の都市計画決定で認められ、この度再度の転用申請をされました。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

変更点は、工事期間が３月３１日までだったのが１２月３１日までに延期された点です。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、１６ページ、議案第３号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、地域計画の変更（案）について、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定に基づき意見を求めます。

１７ページ、番号１の成実・尚徳地区の計画区域からの除外について、農林課より説明をお願いします。

松原主任（農林課）

地域計画の変更（案）について、説明させていただきます。別紙「地域計画の変更内容」のとおり計画区域からの除外申出がありました。除外する理由としては、以前申出者は申出地の隣を除雪車置場として農振除外・転用されており、その土地と隣接する申出地を資材置き場として活用されたい申出があったこと、また申出地を地域の担い手が耕作していないためです。以上、地域計画の変更（案）につ

いて、ご意見よろしく願いいたします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続きまして、２０ページ、議案第４号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、２１ページ、番号５－１から、３１ページ、番号５－３７までを一括審議します。

事務局から説明してください。

道下係長（事務局）

議案２０ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。３０ページの５－３２から３１ページの５－３６は、耕作者が担い手機構になっておりますが、これは、就農予定の新規就農者の農地として中間保有するものです。それ以外の２１ページの番号５－１から３１ページの番号５－３７は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしく願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと、２１ページ、番号５－１から、３１ページ、番号５－３７までを一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

福田担当事務局長補佐（事務局）

報告いたします。

34ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

35ページから36ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

37ページから41ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、12件を受理しています。

次に、42ページの非農地現況証明について、1件を証明しています。

次に、43ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、1件を回答しています。

次に、44ページの農地転用現況確認書の交付について1件を交付しています。

次に、45ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、1件を回答しています。

次に、46ページから47ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、5件を受付けています。

次に、48ページの所有者等を確知することができない農地の公示について、1件を告示しています。

この所有者等を確知することができない農地の公示についてですが、この度、所有者が不明となっている農地につきまして、その旨を公示いたしました。角会長、中本職務代理にご相談のうえ、今回公示分から報告事項として議案に載せることとなりましたので、ご承知おきください。

この手続きは農地法等で定められたもので、遊休農地等の所有者について、通常はこの先どうされるか所有者の意向調査を行いますが、所有者の生死や住所が不明となるときに、その相続人や本人の居所を調べましても、不明であったために、所有者が不明となっているという事を公示するものです。公示した農地は、その後、手続きを経て所有者不明のまま機構が中間管理機権を取得することができます。

実際の事務手続きとしては、機構と連携しながら、地域の担い手農家に利用権設定される見込みがある農地を優先して公示しておりますのでご承知ください。

併せてもう一点報告させていただきます。

4月総会にて関本農業委員よりご質問のありました、令和7年7月議案で申請のありました尾高の一般住宅建設に係る5条申請につきまして、申請地の中を走る赤道の付替えが予定されておりましたが、元の赤道の廃止と、付替え後のう回路についての米子市の登記手続きが完了したことを確認しましたので報告させていただきます。

こちらの転用の工事完了時期については、当初の令和8年3月末から、令和9年4月30日に変更される旨の報告を申請者より受けておりまして、赤道の付替えが完了した後に工事に入るとのことです。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

（連絡事項）

議長（角会長）

これを持ちまして、第2回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後 3 時 4 5 分